

成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた 制度見直しに関する中間とりまとめ 骨子案の概要

令和6年5月

経済産業省 産業技術環境局

資源循環経済小委員会

これまでの議論経緯と今後のスケジュール（想定）

①再生材の利用促進、②循環配慮設計
③循環の可視化、④CEコマース

令和5年8月3日	産業技術環境分科会において、『資源循環経済小委員会』の設置を了承
9月20日	第1回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">趣旨、現状整理主な論点の整理
11月6日	第2回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">日本化学工業協会（①再生材の利用促進等）再生材利用の促進に関する論点等
12月13日	第3回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">日本鉄鋼連盟、CLOMA、日本電機工業会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化等）EUにおける資源循環政策動向（ESPR、CSR）等
令和6年1月25日	第4回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">三菱電機（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等）三菱総研、BASFジャパン（③循環の可視化等）
2月13日	第5回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">日本自動車工業会、富士フイルム（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等）町野委員（④CEコマース等）
3月11日	第6回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">日本建設業連合会、日本アパレル・ファッション産業協会、電池サプライチェーン協議会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等）
3月29日	第7回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">太陽光発電協会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化等）三菱総研（①再生材の利用促進等）パナソニック（④CEコマース等）
5月9日	第8回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">環境省（新法）、アビームコンサルティング（個別識別子）論点整理（骨子案）
5月下旬	第9回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">中間報告取りまとめ（案）議論
～	パブリックコメント
6月	第10回資源循環経済小委員会 <ul style="list-style-type: none">中間報告取りまとめ

資源循環経済小委員会での主な論点

1. 循環資源の流通促進のあり方（含むルール化）

(1) 量の確保

- ✓ 動脈側：**再生材の利用促進**（澤田委員、末吉委員、醍醐委員等）、**資源回収への参画**（所委員、長谷川委員、町野委員等）
- ✓ 静脈側：**経済性の担保**（粟生木委員、山本委員等）

(2) 質の確保

- ✓ 動脈側：**循環配慮設計による易資源化等**（粟生木委員、石坂委員、岡部委員、長谷川委員等）、**再生材を使いこなす技術の改善**（石坂委員等）
- ✓ 静脈側：**選別・リサイクル技術の高度化、品質の標準化**（石坂委員、醍醐委員等）
→いずれも、動静脈相互の連携が必要

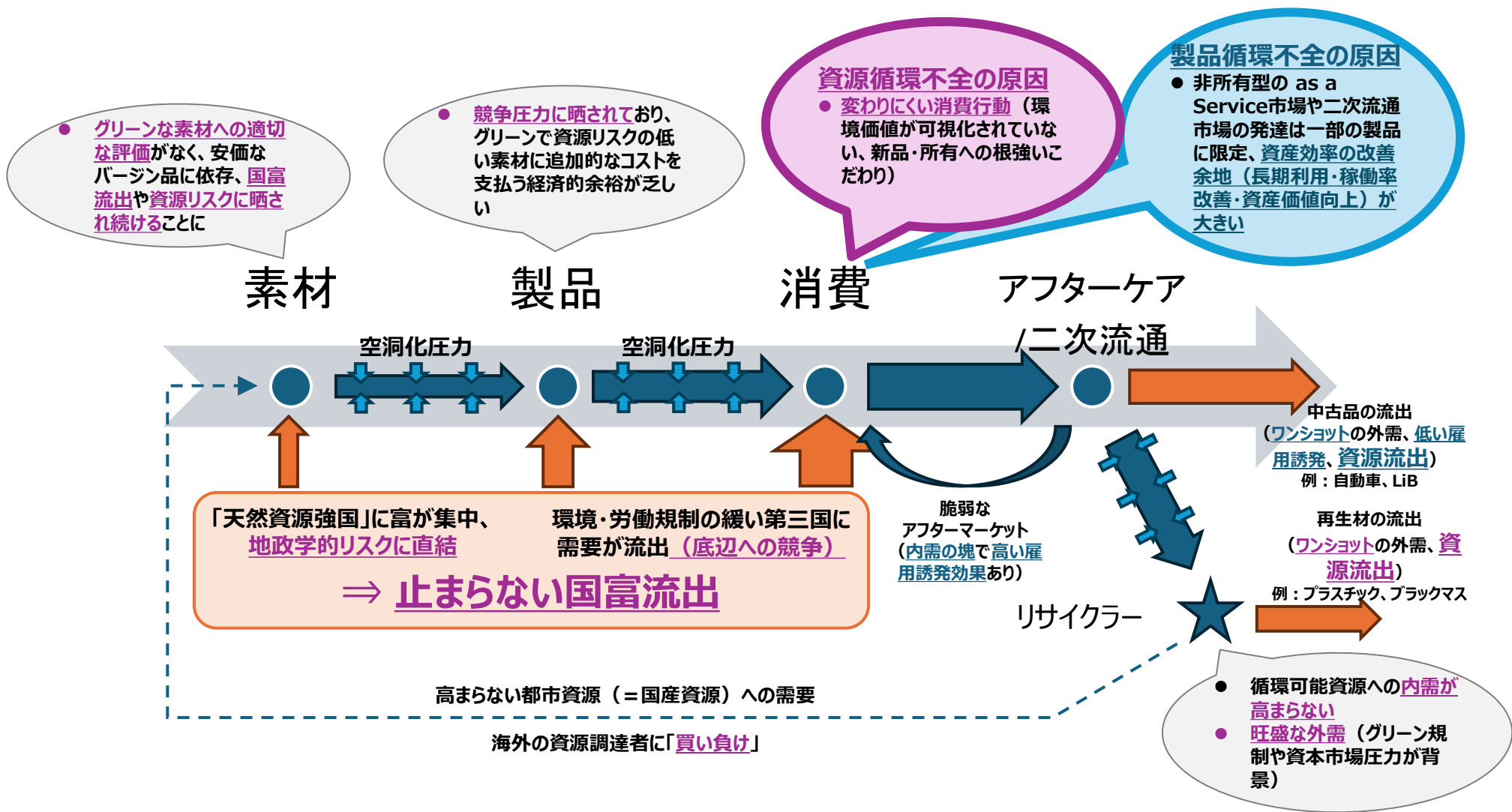
(3) 循環の可視化による価値創出

- ✓ **資源情報の連携**による循環促進（梅田委員、大和田委員、斉藤委員、末吉委員、長谷川委員等）
- ✓ **循環型製品の可視化**（石坂委員、大和田委員、岡部委員、金澤委員、澤田委員、末吉委員、高尾委員、所委員、三室委員、長谷川委員等）

2. 資源節約のための取組

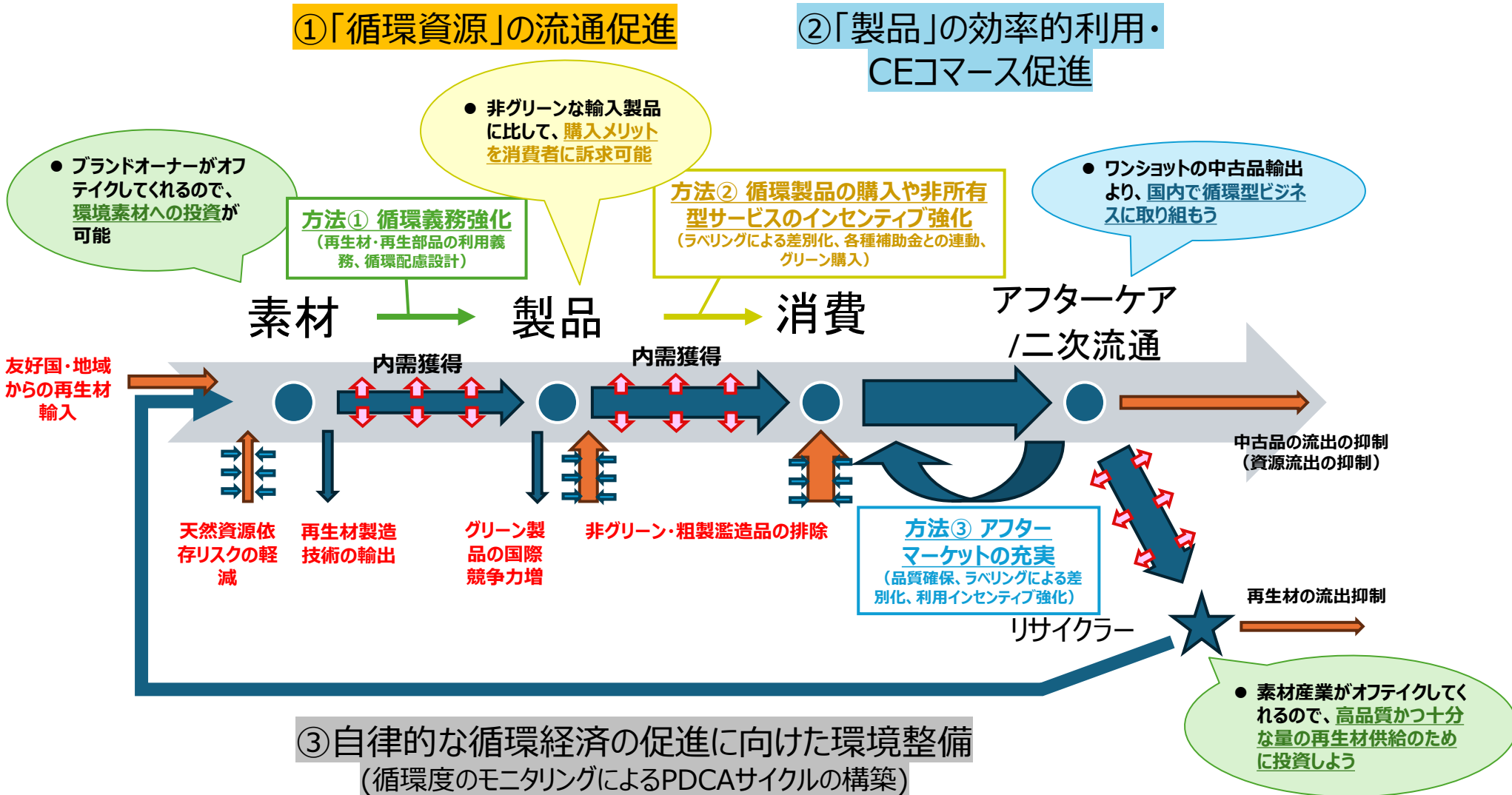
製品の効率的利用・CEコマース促進（梅田委員、石山委員、山本委員等）

線形経済の罠



→ 線形経済が**国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果に**

循環経済化による国内産業基盤の確保



→ 国内市場をグリーン製品のマザーマーケットとし、

① **生産拠点の国内立地維持**、② **企業の国際競争力強化**につなげていく。

対処すべき課題（1/2）

項目	課題
①「循環資源」の流通促進	<ul style="list-style-type: none">● 需要と供給との平仄のとれた取組の必要性<ul style="list-style-type: none">• 需要側に「循環資源」を積極的に活用する動機付けもルールも薄弱。「循環資源」の供給を本来担うはずの中間処理業者やリサイクル業者は、その供給量の確保や品質の向上に対して積極的な投資を行うメリットが不足。• 循環資源市場の構築のためには、こうした両すくみの状態から脱するため、<u>供給側（中間処理業者、リサイクル業者等）のサプライチェーン構築のための努力</u>と、<u>資源を利用する需要側（製造業等）の主体的な取組（使いこなし技術の高度化、積極的な再生資源の利用）</u>の両方が不可欠ではないか。● 量の確保<ul style="list-style-type: none">• 従来、各種のリサイクル制度は、最終処分量を最小化することが最大の目標とされてきたのが実態であり、必ずしも、循環資源の供給量の最大化という観点から最適化されているものではない。他方、「資源循環」の流通促進を図るためには、<u>需要及び供給の双方の量的拡大が必要</u>となる。• 今後、「循環資源」を資源供給の一手段として位置づけていくため、現在のリサイクル制度を最大限活用し、特に市場の拡大が必要となる資源として、<u>①資源として循環度の向上が特に急がれるもの</u>（資源自体のクリティカルリティの高さ、炭素中立や環境汚染防止の観点から循環を担保しなければその使用自体に制限をかけざるを得ないもの、製品に一定の再生材利用を義務づけるなど製品供給にあたって循環の担保が求められているもの）であって、<u>②循環資源市場が未成熟だが世界的にも今後の市場の成長が見込まれるもの</u>、を中心に政策的措置を強化することとしてはどうか。 【具体例】<ul style="list-style-type: none">✓ プラスチック：低いリサイクル率・水平利用率、プラ汚染防止条約交渉、CN要請✓ レア金属：小型家電やバッテリーなど、キーデバイスでの需要増大● 質の確保<ul style="list-style-type: none">• 「循環資源」が製造業において利用されていくためには、その<u>品質が一定水準を満たし、かつ、その品質が安定的に保たれることが重要</u>。このため、今後、CPs（Circular Partners：サーキュラーパートナーズ）等の場における産官学の協働により、再生材に要求すべき品質について、<u>需要・供給の双方での共通理解・指標化</u>や、動静脈連携でのバリューチェーン全体の可視化（トレーサビリティの確保）により、セキュリティを配慮の上、<u>設計情報や素材組成等の情報の共有化</u>（回収・解体前に廃材情報を把握）などを行っていく必要。• そうした産官学の取組に加え、<u>既存のリサイクル制度での高度な品質による再生材の供給を強化</u>するとともに、<u>再生材の原料となる製品のリサイクル可能性を高めるような制度的措置の強化</u>が必要。

対処の方向性（1/2）（案）

①「循環資源」の流通促進

項目	供給/需要	対処の方向性
	供給側	<p>【量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存インフラの最大限の活用 <ul style="list-style-type: none"> ● 既存のリサイクル制度（容リ法、自リ法、家リ法等）について、再資源化される資源の量を最大化するための制度的対応 ● 個別分野でのプラスチックの再資源化に対するインセンティブ付与の検討（容リ法参加自治体を参加増に向けた検討、プラスチックの再資源化に対するインセンティブ（自リ制度の例）、資源法における回収義務対象に「LIB使用製品」の追加 等） ● 資源供給産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ● 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」（環境省、国会提出済）、各種法令に基づく再資源化について必要な規制のあり方について検討 <p>【質の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 容器包装リサイクル法の弾力的運用 <ul style="list-style-type: none"> ● 再生プラスチック供給品質向上のための運用見直し、加入自治体増に向けた検討等を通じて、高品質再生プラの供給プラットフォーム化を目指す ● 再生材認証制度の新設 <ul style="list-style-type: none"> ● 「CEウォッシュ製品」排除のため、適切な処理に基づき供給された再生材であることを確認するプロセス認証制度の導入を検討（民間の認証機関を法律にて指定する等）
	需要側	<p>【量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生材の利用の義務の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ● 量的な流通の促進が必要な資源としてプラスチック等を制度的に指定し、再生材利用の義務を措置。具体的な対象業種は利用実態や海外動向を踏まえ検討。一律の定量目標は当面想定せず、一律の定量目標を入れる際は業界ロードマップを参照。 ● 有用な資源を含む副産物の利用に係る義務の導入 <ul style="list-style-type: none"> ● 特に有用物を多量に含む工程端材を再生利用する義務を措置。具体的な対象資源や対象業種は、当該資源の利用実態や海外動向を踏まえ検討。一律の定量目標は当面想定せず、一律の定量目標を入れる際は業界ロードマップを参照。 <p>【質の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トップランナー認定制度&ラベリング制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル可能性（リサイクルビリティ）の高さなど、特に資源または部品レベルでの再利用に促進につながる設計を認定するトップランナー制度を新たに導入することを検討。 ● 再生材利用に関するインセンティブ付与 <ul style="list-style-type: none"> ● プロセス認証制度を経た再生材を利用している割合の製品への表示を許容するラベリング制度の導入の検討。インセンティブ強化のため、グリーン調達や各種補助制度等との連携を視野。 ● 指定表示制度の高度化 <ul style="list-style-type: none"> ● 容器包装への表示制度（プラ、PET）について、利用されている資源のより詳細な情報（PP、PE、PS等）を機械選別にて高速で読み取れるよう、表示の高度化を検討。

対処すべき課題（2/2）

項目	課題
②「製品」の効率的利用・CEコマース促進	<ul style="list-style-type: none">資源消費量を最小化し、資源消費に対する付加価値を最大化（資源生産性の最大化）するためには、資源レベルの循環性を担保するだけでは不十分。<u>製品の提供・利用・維持・補修・再利用のあり方を社会的に最適化</u>していくことにより、<u>資源生産性を最大化</u>するとともに、<u>新たな市場を構築することで国富の増大</u>にも貢献。具体的には、<u>「CEに資する物品の利用を促進するビジネス（CEコマースビジネス）」</u>（シェアリング、サブスクリプションなどのサービス化や、リペアなどの長期利用、リマン、リファービッシュ、リユースなどの二次流通が該当）の<u>健全な発展が重要</u>。近年、高級家電のリユースといったCEコマースが活発化。炭素中立や天然資源の節約といった観点に資する望ましいCEコマースのあり方を明確にし、<u>CEコマース市場の育成つなげる制度整備やビジネスへの支援</u>が必要ではないか。
③自律的な循環経済の促進に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none">循環経済の促進に向けては、国として、日本全体の循環実態の把握に引き続き努めることはもちろん、<u>民間企業の活動における取組実態を適切に把握</u>し、循環の取組が必ずしも<u>十分とは言えないセクターに対して必要な措置を執</u>ることで、<u>循環性の改善に常に努めていくことが重要</u>。このような国による定期的な循環性の確認及び必要な措置の実施に加え、企業においても、<u>自らの事業活動における循環の実態を定常的に把握</u>し、<u>自らこれを踏まえて改善活動を行う</u>とともに、必要に応じて、<u>ステークホルダーに対して関連する情報の提供に努めていく</u>ことが、循環経済への移行にあたっては欠かせない。他方、現時点においては、国が企業の循環実態を把握する制度的根拠が乏しく、また、企業による自主的な情報開示も限定的であるところ、社会全体で循環性の改善に向けた<u>PDCAのサイクルを回していける環境整備</u>が必要ではないか。

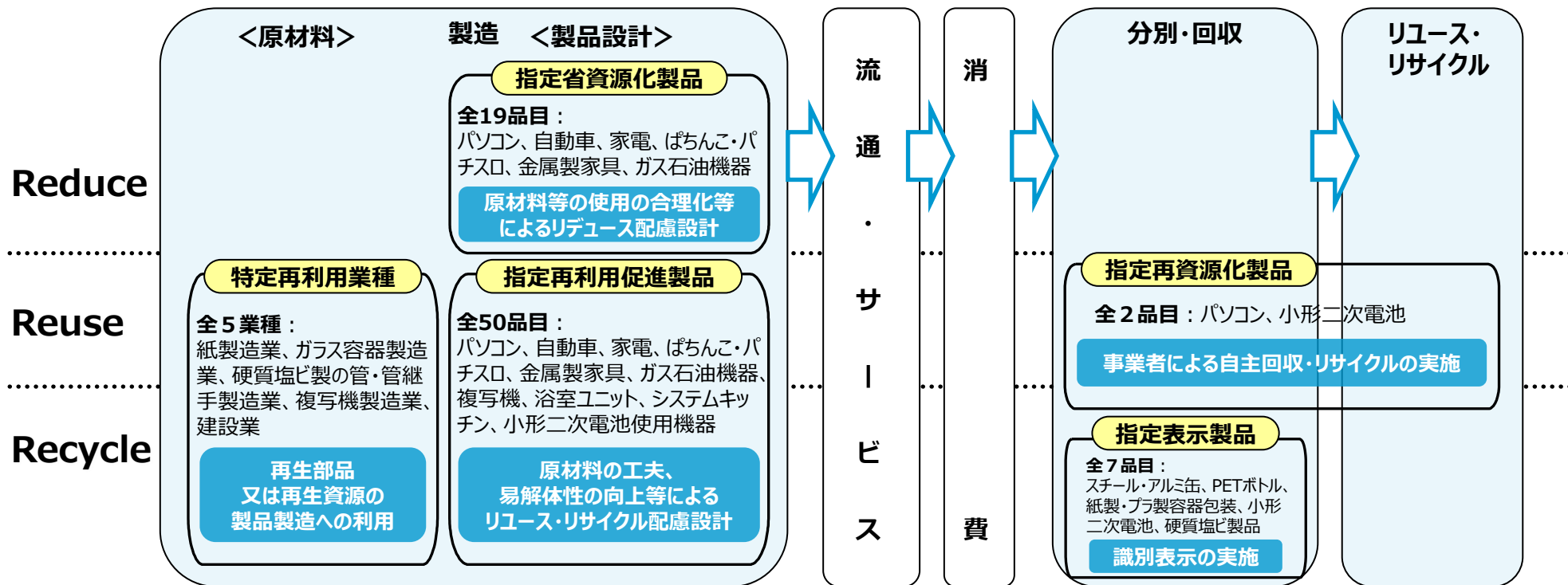
対処の方向性（2/2）（案）

項目	対処の方向性
②「製品」の効率的利用・CEコマース促進	<p>(1)サービス・エコデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源生産性向上や炭素中立、消費者安全といった観点から望ましいCEコマースのベスト・プラクティスを標準化することで、業界の健全な発展を促す。このため、製品の一次・二次流通における長期的利用を促す業種として、<u>サービス・エコデザイン制度を検討（業種指定と判断基準の設定）</u>。 <p>(2)サービス・エコデザインのトップランナー認定&ラベリング制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 炭素中立や循環性の高さなど、特に高いレベルのCEコマースとみなせる取組を認定する<u>トップランナー制度及びラベリング制度を検討</u>。 <p>(3)トレーサビリティ促進のための表示制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の耐久財に対して、製造事業者とサードパーティとの間で適切に情報（修理の履歴等）を共有することを可能とするため、指定表示製品に長期利用が望ましい製品を追加し、表示の標準に<u>トレーサビリティのための個別識別子の表示を追加することを検討</u>。 <p>(4)情報連携PFの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>製品の一次・二次流通や修理の履歴等を共有可能なPFの構築</u>が必要。情報連携PFについてはCPsを中心に議論を加速。 <p>(5)部品レベルの循環促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各産業において部品リユースの促進検討を行う。例えば、家電リサイクル法において製造業者等が行う「再商品化」の一つとして、<u>部品レベルでのリユースが含まれていることを明確化</u>する。
③自律的な循環経済の促進に向けた環境整備	<p>(1)定期報告制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源有効利用促進法に規定する特定業種・指定製品区分に係る企業に対して、資源循環の中長期的な取り組みに関する計画策定及び実績の定期報告を求める制度を検討 <u>(PDCAサイクル構築)</u> <p>(2)循環指標ガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業による自主的なディスクロージャーや自社内での循環実態の管理に資する観点から、<u>企業における循環実態を可視化する「循環指標ガイドライン」を策定</u>。（CEサステナブルファイナンスガイダンスとの連動等）

(参考) 資源有効利用促進法の概要

I. 製品対策

使用済物品の発生抑制対策、部品の再利用対策及びリサイクル対策（原材料としての再生利用）の取組を事業者に義務付け。



II. 副産物 (事業場) 対策

事業場で発生する副産物の発生抑制対策とリサイクル対策（原材料としての再利用）の取組を事業者に義務付け。

